# 八王子霊園（芝生埋蔵施設）





⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **改葬骨での申込みはできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**
○ **下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。**

| 要　件 | 申込資格 | 証明書類（原本に限る）（申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります） |
|---|---|---|
| **居住要件** | 申込者本人が、申込期間満了日（**令和８年７月３日**）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること** | ① **本籍記載の住民票**<br>② **住民票の除票**（５年の間に都内で転出入している場合）<br>12頁 |
| **遺骨との関係** | 申込遺骨から見て、**親族**（６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族、事実婚関係、パートナーシップ関係）である方 | **戸籍謄本等**（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）<br>16頁<br>※胎児の遺骨で申し込む場合<br>10頁 |
| **遺骨の状態** | ①一度も埋蔵（葬）又は収蔵したことのない遺骨をお持ちの方で、かつ、火葬許可証を提示できる方<br>②都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨を除く） | ※下記の①～②のいずれか１つ<br>① **火葬許可証**（自治体により名称が異なる場合があります）<br>13頁<br>② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書**（改葬して預けた遺骨を除く）<br>13頁<br>**※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取扱いはできません。** |
| **祭祀の主宰者** | 申込遺骨に対し、<br>①死亡届出人となった方<br>②火葬許可申請者となった方<br>③葬儀の喪主を務めた方<br>④法事の施主を務めた方<br>上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方<br>※右記の①、②は前述の「遺骨との関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。 | ※下記の①～④のいずれか１つ<br>① **戸籍謄本**（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの）<br>16頁<br>② **火葬許可証**（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの）<br>13頁<br>③ **葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状**（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの）<br>15頁<br>④ **法事の際の寺院等の証明書**（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの）<br>16頁 |

**注意事項**

- **令和８年７月３日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込みできません（一時収蔵施設使用者** 詳細18頁**）。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和８年７月３日以降発行のもの）が必要です。

**上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。**
**いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。**



## 八王子霊園（芝生埋蔵施設）

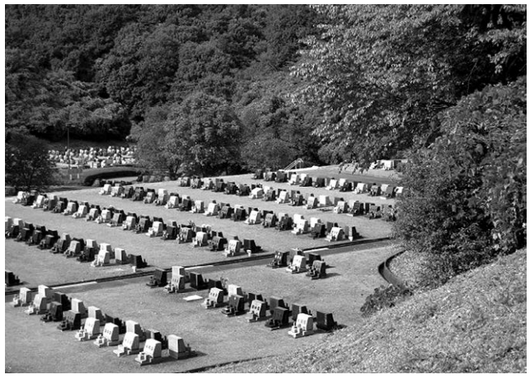
使用料㎡単価：321,000円　管理料㎡単価：1,040円

| 組　名 | 募集数 | 区画面積（$m^2$） | 使用料（貸付時のみ）（円） | 管理料（年1回）（円） |
|---|---|---|---|---|
| **HA01組** | 160 | 4.00 | 1,284,000 | 4,160 |

**注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。**
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※交換済みのカロート（納骨室）が設置されていますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径21cm（7寸）の骨壷が６個収納できる広さがあります。
※今回申込みできるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



八王子霊園芝生埋蔵施設



八王子霊園芝生埋蔵施設